

(電子メール施行)

11
義 号 外
平成23年4月27日

各市町村教育委員会担当課長 殿

宮城県教育庁義務教育課長
(公 印 省 略)

被災地の通学手段の確保について (通知)

このことについて、別紙写しのとおり文部科学省初等中等教育局財務課庶務・助成係から通知がありましたので御承知願います。

義務教育課

管 理 班 金澤

TEL 022-211-3643

FAX 022-211-3691

事務連絡
平成23年4月22日

岩手県教育委員会
宮城県教育委員会
福島県教育委員会
へき地児童生徒援助費等補助金及び
スクールバス等運行関係事務担当者 御中

文部科学省初等中等教育局
財務課庶務・助成係

被災地の通学手段の確保について（通知）

今回の東日本大震災は、被害が広範な地域にわたり、津波の影響等による被害の程度も甚大です。また、原発事故により、多くの方々が避難指示区域等から待避しています。

このため、児童生徒の通学手段の確保については、各県の要望を踏まえ、被災地の通学に係るスクールバスの利用等について、対応を検討しているところです。

現在、被災地の各自治体の中には、遠距離通学の緩和や児童生徒の安全のため、スクールバスの運行を計画または実施しているところもあると考えられます。スクールバスの運行委託等への支援の一つとして、「へき地児童生徒援助費等補助金」の「遠距離通学費等」の要件である「学校統合」として、補助対象にすることなど、同補助金の柔軟かつ適切な対応を検討しています。（別紙1の（1）参照）

なお、「へき地児童生徒援助費等補助金」をはじめ、被災地の通学手段の確保に対する各種支援策を別紙2のとおりまとめましたので、各自治体の取り組みに活用してください。

また、へき地児童生徒援助費等補助金により購入したスクールバスの運行については、震災により公共交通機関等の移動手段をなくした住民（園児の通園、高校生の通学、地域住民の通院等）が、これを利用することは、所定の手続きを踏まえた上で可能です。（別紙1の（2）参照）具体的な手続きは、「へき地児童生徒援助費等補助金に係るスクールバス・ボートの住民利用に関する承認要領の一部改正について」（通知）（平成23年3月4日事務連絡）を参照してください。

さらに、現在、被災地の各自治体の中において、スクールバスとして使える車両が不足しており、そのような車両を必要とする場合は、文部科学省ホームページ「東日本大震災子どもの学び支援ポータルサイト」（<http://manabishien.mext.go.jp/>）を活用するなど、必要な支援の要請を行うことをご検討願います。なお、このことに関連し、同ポータルサイトを活用して、車両の提供情報の掲載についての依頼を、別途各都道府県に通知しています。

以上、通学手段の確保について、域内の市町村教育委員会へ周知いただくようお願いいたします。

<参考>

- 別紙1・・・ スクールバスの運行等における国会答弁
- 別紙2・・・ 通学手段の確保に対する支援策
- 別紙3・・・ 東日本大震災 子どもの学び支援ポータルサイト

- 別添1・・・ へき地児童生徒援助費等補助金
- 別添2・・・ 「へき地児童生徒援助費等補助金に係るスクールバス・ボートの住民利用に関する承認要領の一部改正について」（通知）

文部科学省初等中等教育局財務課
庶務・助成係（齋喜、末吉）

TEL：03-6734-2027

FAX：03-6734-2566

E-mail：zaimu@mext.go.jp

被災地のスクールバスの運行等にかかる国会答弁

(1) 平成23年4月14日 参議院 文教科学委員会

委員 : この制度(へき地児童生徒援助費等補助金)を活用して、被災地域の子どものためにスクールバスを文科省として、復興のめどが立つまでも構いませんので、財政措置をとることはお考えでしょうか。

高木大臣 : ……私どもとしましては、関係自治体と十分な連携を密に取りまして検討してまいりたいと思っております。

今回の被災を通じまして、各地で交通手段が途絶えたと、通学手段の確保が非常に重要になっておるといふ事例が今国会の中でも御指摘をされております。私どもとしましては、被災地の状況を的確に把握しながら、へき地児童生徒援助費等の補助金の活用を含めて、これはまさに柔軟に適切に対応してまいりたいと、このように思っております。

(2) 平成23年4月14日 参議院 文教科学委員会

委員 : ……自治体がこの制度(へき地児童生徒援助費等補助金)を利用してバスを購入した場合、津波で移動の足を失った方の移動、高齢者が病院に行ったり、買物に行ったり、そうゆう避難者の足として日中に、お昼の時間帯に使うということはどうでしょうか。可能でしょうか。

高木大臣 : ……へき地児童生徒援助費等補助金で購入したスクールバスについては、スクールバスを利用する児童生徒の登下校に支障のないことや安全面に万全を配慮するという事などを要件に、文部科学省に届けを出していただくことによって、公共交通機関のない地区での高齢者やあるいは高校生などの利用など、児童生徒以外の利用も認めているところでございます。委員から御指摘のございました震災により公共交通機関等の移動手段がなくなった者に対しては、スクールバスを利用することも所定の手続を経ただけであれば可能と考えております。

通学手段の確保に対する支援策

へき地児童生徒援助費等補助金

○スクールバス・ポーター等購入費(法律補助(補助率:1/2))

へき地、学校統合、過疎地域等の小・中学校の児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県及び市町村がスクールバス・ポーターを購入する事業に対する補助



○遠距離通学費等(予算補助)

①遠距離通学費(補助率:1/2)

学校統合に係る小・中学校の遠距離通学の児童・生徒の通学に要する交通費を負担する市町村に対する補助

要保護児童生徒援助費補助金

○通学費(法律補助(補助率:1/2))

小・中学校の要保護の児童生徒のうち、遠距離通学を行う児童生徒の通学に要する交通費を負担する市町村に対する補助

※準要保護の児童生徒に対する支援(普通交付税)

市町村において、小・中学校の準要保護の児童生徒の遠距離通学に対し、交通費を負担する場合、普通交付税の対象となる。

[平成23年度補正予算案に計上予定]

被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金(仮称)

○小・中学校

(対象者) 震災により就学困難となった児童生徒
(対象費目) 学用品費、通学費、給食費、医療費等
(対象事業) 市町村において行う就学援助事業

○高等学校

(対象者) 震災により修学困難となった制度
(対象事業) 都道府県において行う奨学金事業

地方財政措置

○スクールバス・ポーター等購入費

過疎地域等の市町村においては過疎債及び辺地債の対象。

※スクールバス・ポーターの維持運営費(普通交付税)

基準財政需要額に密度補正として増額算入(測定単位:児童生徒数)

①年間を通じて運行するものを対象

②国庫補助に関係なく、市町村の保有するバス・ポーター数(ただし、バスについては、運転手を除いて10人以上のものに限ることとし、ハイヤーやジープは除く)

③民間委託、占有運行に関係なく対象

④通学距離による制限はなく、通学に供していれば対象

なお、普通交付税の要件に該当しない季節運行バス、定員10人未満のバス等の維持運営費については、特別交付税措置されている。

○遠距離通学費等

遠距離通学費(特別交付税)

スクールバスに限らず、遠距離通学対策に要する経費(通学費補助事業など)が見込まれる市町村が対象。(維持運営費との重複不可)
なお、補助金の地方負担分についても特別交付税の対象となる。



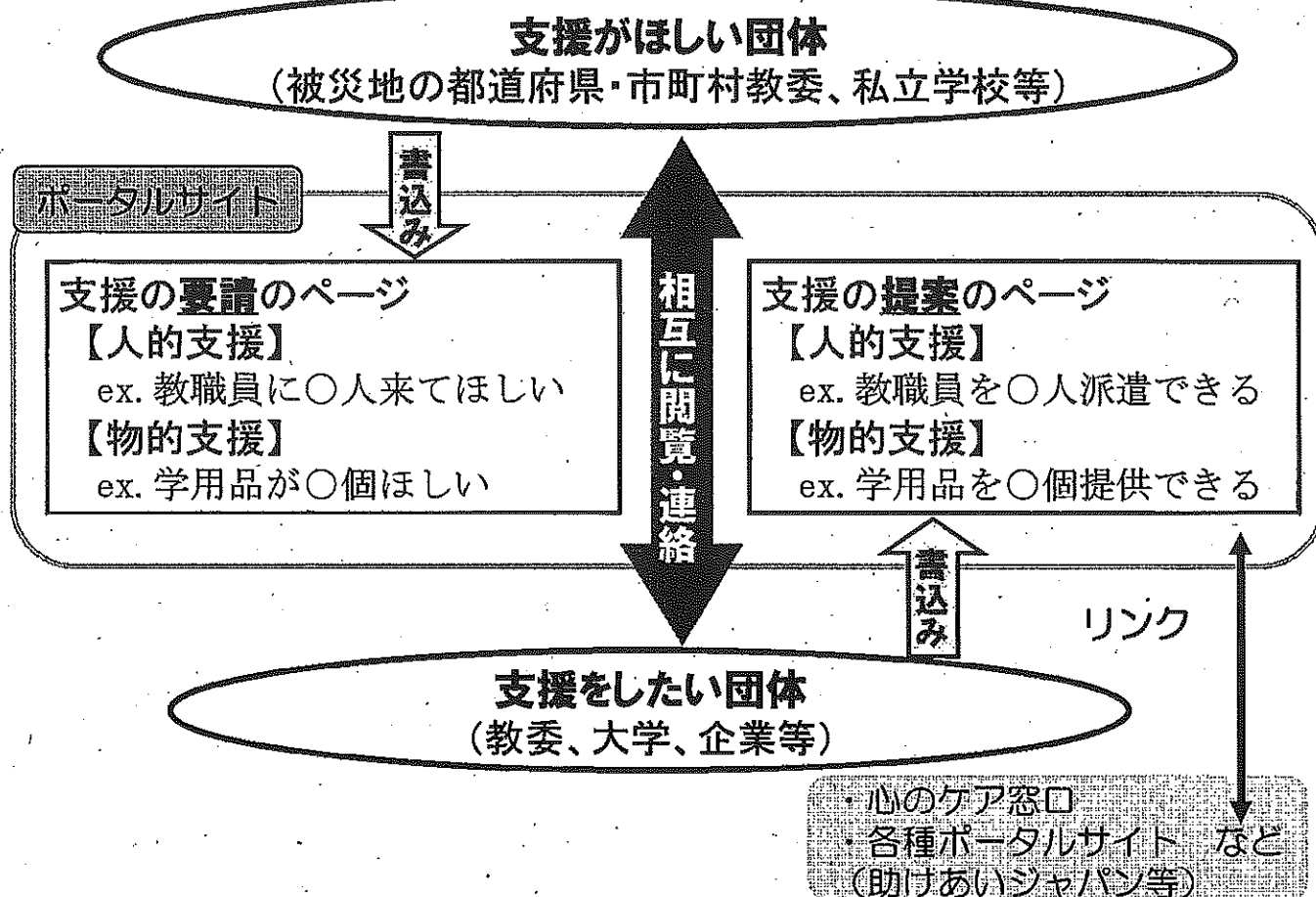
東日本大震災 子どもの学び支援ポータルサイト(イメージ)

別紙3

※URL: <http://manabishien.mext.go.jp>

メリット

- ① 被災地の要求内容と支援者のニーズの相互提供
- ② 子どもの学び支援に関する情報を一元化



(掲載する支援内容と関連情報の例)

① 人的支援

・支援内容: 教職員、専門スタッフ、その他ボランティア等

※関連情報: 人数、派遣形態、業務内容、期間、資格の有無、交通費等
支給の有無、滞在期間中の待遇など

② 物的支援

・支援内容: 備品・学用品等(教材・筆記用具・パソコン)、一般図書
その他(玩具含む)

※関連情報: 物品詳細、数量など

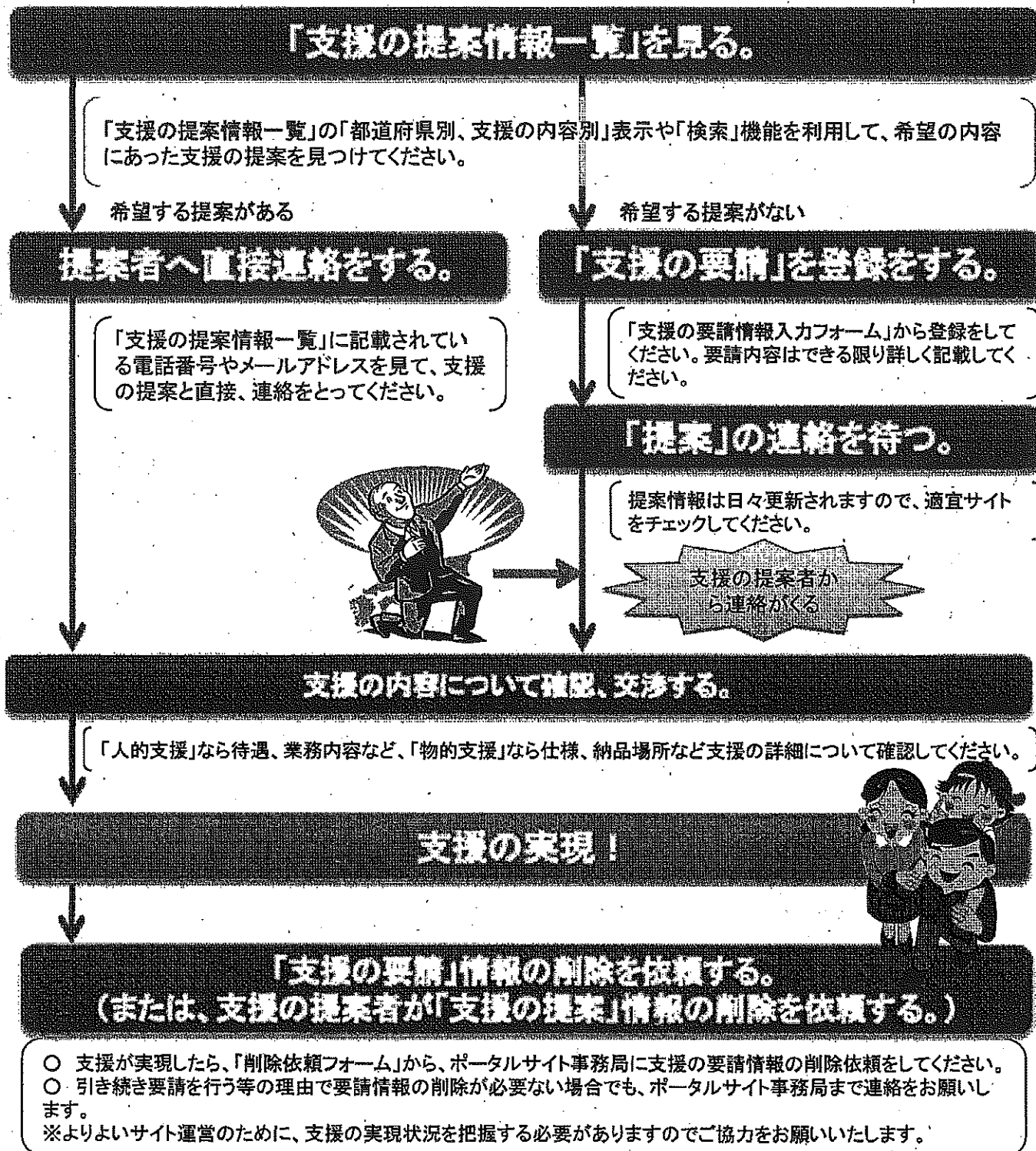
③ 被災した子どもの学校への受け入れなどその他支援

・支援内容: 被災した子どもの学校への受け入れ等

※関連情報: 受け入れ人数、期間、学校種、住宅事情等の生活情報など

支援の実現までの基本的な流れ

(※支援の要請側からの例を図示していますが、支援の提案側からも同様の流れとなっています。)



へき地児童生徒援助費等補助金

〔 23年度予算額 978,378千円 〕

I 趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在する公立の小・中学校(へき地学校等)の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づいて所用の措置を講じる。



II 補助内容

1 補助対象経費

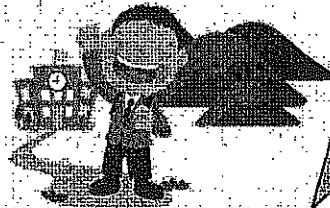
- | | |
|--|--------|
| (1) スクールバス・ボート等購入費 | 663百万円 |
| へき地、学校統合、過疎地域等の小・中学校の児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県及び市町村がスクールバス・ボートを購入する事業に対する補助 | |
| (2) 遠距離通学費等 | 266百万円 |
| ア 遠距離通学費 | 188百万円 |
| 学校統廃合に係る小・中学校の遠距離通学の児童生徒の通学に要する交通費を負担する市町村の事業に対する補助 | |
| イ 寄宿舍居住費 | 22百万円 |
| 小・中学校に設置する寄宿舍に入居しているへき地学校等の児童生徒の保護者が負担することとなる寄宿舍居住に要する経費を免除する都道府県及び市町村の事業に対する補助 | |
| ウ 高度へき地修学旅行費 | 56百万円 |
| 高度へき地学校(3級～5級)の児童生徒に係る小・中学校の修学旅行に要する経費のうち、交通費、宿泊費を負担する都道府県及び市町村に対する補助 | |
| (3) 保健管理費 | 59百万円 |
| 学校からの医療機関までの距離が4Km以上あるへき地学校を対象として、健康診断及び健康相談を行うための医師等の派遣、学校環境衛生検査を実施するための薬剤師の派遣に必要な謝金及び旅費、並びにへき地学校等の心臓検診を実施するために必要な経費を負担する都道府県並びに市町村に対する補助 | |

2 補助率

1/2、2/3

3 補助事業者

都道府県・市町村



※スクールバス・ボートの維持運営費について

国庫補助に関係なく、市町村が所有するスクールバス・ボートの維持運営費(民間への委託含む)は、地方交付税において措置

※遠距離通学費について

スクールバス・ボート以外の遠距離通学対策に要する経費は、地方交付税において措置

事務連絡
平成23年3月4日

各都道府県教育委員会
へき地児童生徒援助費等補助金担当者 御中

文部科学省初等中等教育局
財務課庶務・助成係

へき地児童生徒援助費等補助金に係るスクールバス・ボートの住民利用に関する承認要領の一部改正について（通知）

へき地児童生徒援助費等補助金に係るスクールバス・ボートの住民利用に関する承認要領（以下、「要領」という。）について、下記改正理由により、別添のとおり平成23年3月4日付けで一部改正いたしましたのでお知らせします。

ついては、今後、当該補助金に係るスクールバス・ボートの住民利用に関する承認にあたっては、要領に定める様式等の提出をもって承認する（ただし、書類の不備等がある場合を除く）ことと致しますので、域内の関係市町村に対し周知いただくとともに、事務処理において遺漏のないよう御対応いただきますようお願い致します。

なお、本件について、不明の点等がありましたら下記担当者まで御連絡いただきますようお願い致します。

記

○改正理由

1. 国土交通省から、市町村がスクールバス・ボートを住民利用に供する際の管轄の運輸支局等との事前打合せについて、不必要であると確認がとれたこと。
2. スクールバス・ボートの住民利用について、有償で住民利用に供する場合に限定していた文部科学大臣への承認申請手続きを、無償で住民利用に供する場合と同様、届出書の提出をもって承認することに変更したこと。
3. その他、様式等の軽微な変更を行ったこと。

文部科学省初等中等教育局財務課
庶務・助成係（田中、堀合、越田）
TEL：(03) 6734-2027
FAX：(03) 6734-2566
E-mail：zaimu@mext.go.jp

(電子メール施行)

義 号 外
平成23年4月27日

各教育事務所長 殿

義務教育課長
(公印省略)

被災地の通学手段の確保について (通知)

このことについて、別紙写しのとおり文部科学省初等中等教育局財務課庶務・助成係から通知があり、貴管内市町村教育委員会あて通知しましたので承知願います。

義務教育課 管理班 金澤 TEL 022-211-3643 FAX 022-211-3691
